平成２５年（フ）第１８２８号
札幌市白石区平和通12丁目北２番１―101号
債務者　富岡　香織
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８６７号
札幌市豊平区平岸２条１丁目５番６号　マイルーム平岸Ｂ―17号
債務者　遠藤　　靖
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２８１号
群馬県吾妻郡草津町大字草津609番地１　県営住宅79―Ｂ―25号
債務者　本多　勇吉
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１０７号
千葉県山武市美杉野１丁目８番地１
債務者　越川　弥生
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１４０号
千葉県銚子市松本町３丁目564番地　宮内アパート
債務者　大平　宗男
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１４１号
千葉県銚子市松本町３丁目564番地　宮内アパート
債務者　大平　朝子
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第６３号
三重県松阪市丹生寺町９番地１、住民票上の住所三重県松阪市大平尾町516番地
債務者　前田　吉紀
1　決定年月日時　平成25年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第３８号
京都府舞鶴市字行永小字亀岩1552番地　レジデンス行永101号
債務者　中野　　忍
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２５年（フ）第３９号
京都府舞鶴市字長浜839番地14
債務者　中村　悌伊
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２５年（フ）第４３号
京都府福知山市字堀2087番地の３　コーポ高田101号
債務者　梶光　紀亜
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２５年（フ）第１３５号
大阪府河内長野市小山田町451番地の149―２―906号
債務者　井宮　　豊
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４９１号
堺市北区新堀町１丁39番地５―311号
債務者　新谷　龍悟
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８３７号
大阪府羽曳野市向野３丁目14番347号
債務者　岩崎　　毅
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８６５号
大阪府羽曳野市野501番地の27、前住所大阪府南河内郡太子町大字春日215番地の15
債務者　山口　英雄
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８９５号
大阪府富田林市寺池台１丁目２番205―106号、前住所大阪府富田林市高辺台３丁目２番６―501号
債務者　川上　隆行
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９１０号
堺市西区浜寺諏訪森町西４丁330番地１ブライトボックス諏訪森501号、前住所大阪府泉大津市板原町４丁目20番38号
債務者　西窪　光明
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１８７号
佐賀県佐賀市水ヶ江５丁目１番15号
債務者　西津　**邦**彦
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係